

(27.12.3)

本日、ここに12月定例府議会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御多忙の中お集まりいただき、まことにありがとうございます。

それでは、今回提案させていただいております議案につきまして、御説明申し上げます。

まず、第1号議案平成27年度一般会計補正予算についてであります。現在、年度末が近づく中、当初予算、6月補正予算及び9月補正予算の執行に全力を挙げて取り組んでいるところであり、今回の補正予算も緊急に対応しなければならないものに絞ってお願いするものであります。

具体的な内容ですが、現在建設中の新総合資料館（仮称）におきまして、建築基準法施行令の改正に伴い、建物の天井脱落防止に対応する補強工事の追加発生など、やむを得ず契約の変更を行う必要が生じましたが、財政状況を踏まえ事業費総額は変更しないこととし、設備関係の経費節減などによる減額補正を行い、その範囲内で債務負担行為の設定をお願いすることとしております。また、政府のTPPの大筋合意を受けて、府内の農林漁業者や中小企業の皆様などから幅広く御意見をお聞きする場を設けるとともに、国の影響調査の結果を踏まえ、分析・調査を行うための経費を計上しております。

さらに、今回提案させていただいております京都府豊かな森を育てる府民税

条例に基づき、新たな税を府民の皆様をお願いするに当たり、その趣旨や税収の使途を周知させていただくための広報経費などについて計上しております。

今定例会には、補正予算のほか、府独自の政策的な条例として、ただ今申し上げた森林の整備保全や森林資源の循環利用等を図り、森林の多面的機能を維持・増進するための、京都府豊かな森を育てる府民税条例や、全国初となる多子世帯の住宅等の取得に係る不動産取得税の軽減を盛り込むなど、急速に進展する少子化に府民が一丸となって立ち向かい、結婚、妊娠、出産、子育てを切れ目なく支援する京都府少子化対策条例の制定など、15件の議案につきましても審議をお願いしております。

御議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。